

各

| |
|--------|
| 都道府県知事 |
| 市町村長 |
| 特別区長 |

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 129 号）及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 130 号）が本日、別紙のとおり公布されました。

改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正の概要

- 1 予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 129 号）について
 - (1) 小児の肺炎球菌感染症の定期の予防接種の実施方法について、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを追加し、沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンを除く。
 - (2) その他所要の改正を行う。

- 2 予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 130 号）について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の定期接種は、毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に、以下のいずれかの方法で行うものとする。
 - ・ コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン（令和 3 年 2 月 24 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2 オミクロン株 JN. 1 系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を 1 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3 ミリリットルとする方法
 - ・ コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン（令和 3 年 5 月 21 日に法第 14 条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2 オミクロン株 JN. 1 系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を 1 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法
 - ・ 組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和 4 年 4 月 19 日に法第 14 条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2 オミクロン株 JN. 1

系統の株を抗原とするワクチンに限る。)を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする方法

- ・ コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNAワクチン (令和5年8月2日に法第14条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。)を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.6ミリリットルとする方法
- ・ コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNAワクチン (令和5年11月28日に法第14条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。)を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする方法

(2) その他所要の改正を行う。

第2 施行期日

この省令は、令和6年10月1日から施行すること。

以上